

山形市立西小学校PTA規約

第一章 総則

第一条 本会は山形市立西小学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第二条 本会は学校、家庭及び社会と連絡を密にし、教育の振興につとめ、児童の健全な発達及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第三条 本会は、山形市立西小学校児童の保護者、教職員をもって組織する。

第四条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 学校教育の振興に関すること。
- 2 家庭教育及び社会教育の推進に関すること。
- 3 児童の福祉増進に関すること。
- 4 会員相互の親睦、教養の向上に関すること。
- 5 その他本会の目的達成に必要なこと。

第二章 役員

第五条 この会に左の役員をおき、次の職務を行う。

- 1 会長 一名 本会を代表し、会務を統括する
- 2 副会長 一名 会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 理事 若干名 本会の事業を審議する。
- 4 常任理事 若干名 本会の事業を審議執行する。
- 5 監事 二名 本会の会計を監査する。
- 6 幹事 六名 会長の指示を受け会務を処理する。（学年選出幹事）
- 7 子育て委員長 一名 市P母親委員会に出席し、本会との連携を図る。

第六条 役員を選出及び構成は、次のとおりとする。

- 1 会長、副会長、監事及び幹事は各学年PTAにおいて選出し、総会の承認を得るものとする。
- 2 理事は、会長・副会長及び各学年委員長、学年幹事、各専門部正副部長、子育て副委員長をもって構成し、総会の承認を得るものとする。
- 3 常任理事は、会長、副会長、学年委員長、専門部長及び子育て委員長、学校側より若干名をもって構成する。
- 4 子育て委員長及び子育て委員(学年一名)は会長が委嘱する。（候補者の選出は学年PTA）

第七条 役員の任期は一カ年とする。ただし、再任を妨げない。

補欠として就任した場合は、前任者の残任期間とする。

第八条 本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会の推薦により会長が委嘱し、顧問は会長の諮問に応ずる。

第三章 機関

第九条 本会は、次の機関をもつて運営する。

- 1 総会
- 2 理事会
- 3 常任理事会
- 4 専門部会
- 5 学年PTA

第十条 総会は年一回、会長が招集する。ただし、必要により、臨時に開くことができる。

総会は、次の事項を付議、決議する。

- 1 会務
- 2 予算及び決算
- 3 規約の改正
- 4 役員の承認
- 5 その他必要なこと

第十一条 理事会は必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議する。

- 1 本会の運営に関すること。
- 2 予算及び決算の原案に関すること。
- 3 予算の補正に関すること。
- 4 役員を選出に関すること。
- 5 その他必要なこと。
- 6 緊急事項に関しては、総会を代行することができる。ただしこの場合は、処理事項を総会に報告し承認を得るものとする。

第十二条 常任理事会は会長が招集し、理事会の議案作成及び各専門部の調整について審議する。

第十三条 専門部は次の三部とし、各部の事業の企画、立案、執行にあたる。

- 1 広報部
- 2 生活指導部
- 3 環境整備部

第四章 会計及び簿冊

第十四条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもつてこれに充てる。

第十五条 本会の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第十六条 本会には、次の簿冊を備える。

- 1 規約
- 2 会員名簿
- 3 役員名簿
- 4 会計簿

第五章 補則

第十七条 本会の専門部運営規程、及び慶弔規程は別に定める。

第十八条 学年PTA委員長会、専門部長会は必要に応じ会長が招集する。

第十九条 正副PTA会長、学年委員長及び正副専門部長は、互に兼任しない。

附則 (昭和五十二年五月十五日制定)

本規約は、昭和五十二年四月一日より施行する。

附則 (平成十年四月二十六日改正)

本規約は、平成十年四月一日より施行する。

附則 (平成十一年四月二十九日改正)

本規約は、平成十一年四月一日より施行する。

附則 (平成十二年四月二十九日改正)

本規約は、平成十二年四月一日より施行する。

附則 (平成十三年四月二十八日改正)

本規約は、平成十三年四月一日より施行する。

附則 (平成二十年四月二十六日改正)

本規約は、平成二十年四月一日より施行する。

附則 (平成二十二年十一月二十五日改正)

本規約は、平成二十三年四月一日より施行する。

附則 (令和四年五月十日改正)

本規約は、令和四年五月十一日より施行する。

附則 (令和七年四月二十六日改正)

本規約は、令和七年四月二十七日より施行する。

附則 (令和八年四月二十五日改正)

本規約は、令和八年四月二十六日より施行する。